

京都市上下水道局における一般競争入札の対象拡大について

昨今、全国的に談合事件が相次いで発生しています。

京都市上下水道局においては、入札・契約の公平性、透明性及び競争性の向上を図るとともに、談合等の不正行為の防止・排除を徹底するため、多様な入札方法の導入や情報公開の推進、不正行為に対するペナルティの強化、電子入札の導入など様々な取組を推進しています。

こうした取組に加え、この度、不正・不祥事の根絶に向けた入札・契約制度の改革の一環として、次のとおり、一般競争入札の対象拡大を図りますので、お知らせします。

1 概 要

工事及び測量・設計契約について、指名競争入札（通常型・希望型・公募型）により実施していた案件のうち、原則として 1 千万円以上の案件については一般競争入札で実施することとする。

2 対象案件

(現行)

入札方式			対 象
一般競争入札			WTO 基準（注 1） （24 億 1 千万円）以上の工事
指名競争入札	公募型	公募型	土木 3 億円以上 建築 6 千万円以上 設備 6 千万円以上 測量設計等 1 千万円以上
		市内公募型	舗装 250 万円以上 配水管連絡替工事 250 万円以上
		希望型	土木 1 千万円以上
	通常型		上記以外の工事・設計測量等

(拡大後)

入札方式		対 象
一般競争入札（注 2）		土木 1 千万円以上 建築 1 千万円以上 設備 1 千万円以上 測量設計等 1 千万円以上 舗装 250 万円以上 配水管連絡替工事 250 万円以上 その他 1 千万円以上
指名競争入札（通常型）		上記以外の工事・設計測量等

注 1 政府調達の入札・契約手続に関する国際的な取決め(WTO 政府調達協定)に基づく基準

2 市内業者の健全な育成の観点から、入札参加条件として地域要件を設定する場合がある。

3 実施時期

平成 20 年 1 月 1 日以降に入札公告を行う対象案件から実施

4 入札公告の周知方法

入札公告については、上下水道局総務部用度課内の閲覧に加え、上下水道局のホームページにおいても掲載する。